

保護者の皆様

京都市立洛西中学校
校長 高垣 明夫**部活動の段階的緩和について（改訂版）**

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、部活動につきましては、6月15日（月）から条件付き（練習時間は2時間以内・活動場所は校内限定等）で再開しているところです。こうした中、5月27日に行われた第12回京都市新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて示された京都市における今後の対応（ロードマップ）では、6月19日から府県等をまたぐ移動規制等が解除となる「ステップ2」に移行するとともに、今後、「ステップ3」を経て、8月1日を目指に「移行期間後」とされることとなりました。

つきましては、中学校での部活動再開後の経過期間と当該ロードマップで示された段階的な緩和の方針を踏まえ、下記のとおり部活動の段階的緩和を行います。

記**1 部活動の段階的緩和****(1) 校内での活動**

テスト明けの7月4日（土）から、本市中学校部活動ガイドラインに基づく通常の活動とします。（活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度、休養日は、少なくとも平日及び週末それぞれ1日以上。）

(2) 対外的な活動

対外的な活動（練習試合や複数校が集合する合同練習、校外での活動等）については、下記2(1)～(4)に示す段階に基づき実施することとします。実施にあたっては、部活動の顧問だけに任せることではなく、必ず、学校としてその必要性を判断したうえで行います。

(3) 必要書類の保管

感染者判明時の追跡に必要となるため、当面の間、自校の参加者（生徒、教職員等）について、次の内容が把握できる書類を学校で保管します。

- ・参加者の連絡先が把握できる生徒名簿
- ・参加者の体温や体調の状況が把握できる健康観察票
- ・参加者の行動歴（移動経由地や利用交通手段等）が把握できる校外活動届

2 対外的な活動の段階的緩和基準**(1) 7月4日（土）から7月9日（木）まで**

対外的な活動は、引き続き禁止します。

(2) 7月10日（金）から7月31日（金）まで**ア 参加者**

参加者は学校が管理できる対象（生徒、教職員、部活動指導員、外部コーチ、保護者等）とします。

イ 参加者数

参加者数は自校・他校合わせて100名以下とし、密集等を回避して活動します。

ウ 活動場所等

- ① 府内での活動を認めます。
- ② 府内の学校との交流を認めます（自校を含め2～4校程度とします）。
- ③ 公共交通機関や貸切バス等での移動を認めます。

エ 宿泊

宿泊を伴う活動は禁止します。

(3) 8月1日（土）から当面の間

ア 参加者（上記(2)と同じ=生徒、教職員、部活動指導員、外部コーチ、保護者等）

イ 参加者数 （上記(2)と同じ=参加者は100名以下）

ウ 活動場所等

① 原則、府内での活動とし、交流は府内の学校に限ります。

② 公共交通機関や貸切バス等での移動を認めます。

エ 宿泊 （上記(2)と同じ=宿泊は禁止）

3 部活動実施にあたっての留意事項（※7月4日以降）

(1) 生徒の参加、健康観察等

- ① 生徒の部活動への参加（対外的活動を含む）については、保護者の理解・同意を得た上、無理に参加させること等がないようにします。各部活動の練習日や時間、活動に際しての留意事項について、生徒・保護者へお知らせします。
- ② 生徒には、自宅において十分に健康観察を行い、発熱や風邪の症状があるなど体調がすぐれない場合は、必ず自宅待機で休養するように指導します。部活動中（前後含む）も適宜、生徒の健康観察を行い、体調不良が生じた場合は活動をやめさせ、状況により保護者に連絡し下校させる等適切に対応します。
- ③ 熱中症事故等の防止にも留意します。

(2) マスクの取扱い

学校における基本的な感染症対策として、学校教育活動の際は飛沫を飛ばさないようにマスクを着用することが適切であることを改めて生徒に指導したうえで、夏季や運動時の対応として以下の対応をします。

- ① 運動部の活動においては、体育の授業時の取扱いに準じ、生徒の間隔を十分に確保するなどの対策を講じることを前提に、マスクは着用しません。
- ② 文化部の活動においても、体力向上のための運動を行う場合は、マスクは着用しません。また、運動を行わない活動においても、マスクを着用することで熱がこもりやすい、のどの渇きを感じにくく水分不足になりやすいといった観点から熱中症になりやすい条件が重なることも考えられるため、マスク着用の影響を考慮した活動内容の設定や水分補給の指導を行います。
- ③ 登下校時（運動部、文化部を問わない）について、気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すようにします。

(3) 活動場所（更衣含む）、活動内容等

- ① 活動場所や更衣室等の密集を避けるため、部活ごとの利用時間を調整するなど工夫することとし、体育館や更衣室、教室等の屋内においては、密閉空間とならないよう、窓や扉の開口、こまめな換気を行うことします。また、雨天時における室内での練習においても、一度に大人数が密集することのないようします。
- ② 生徒には、活動前後の石けんによるこまめな手洗いを励行し、可能な限り手袋着用で活動したり、生徒が手を触れる機会の多い箇所や共用する用具等は、活動終了後に消毒します。
- ③ 密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、また、対面での発声や楽器演奏の活動は当面行わず、長時間の密集状態を避けるなど工夫して活動します。

(4) その他

- ① 部活動指導員、外部コーチ、その他部活動運営に携わる外部講師等に対しては、必ず事前に学校における新型コロナウィルス感染症対策についての取組を説明し、十分に理解したうえで指導いただきます。
- ② なお、今後も、国及び京都府の動向や本市域の感染状況等を踏まえ、教育委員会から示される対応方針が変更される場合があります。その際は、速やかにお知らせさせていただきます。